

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

## 目次

条 例	ページ
◎職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	2
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	2
◎高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例	2

## 公布された条例のあらまし

### ◆職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第48号）

- 1 条例改正の目的  
引越料金の高騰等により、実費額によって支給されている赴任に伴う移転料がその上限額の範囲内に収まらない状況が発生していること等を考慮し、一定の要件を満たす場合における移転料の上限額を定めることとした。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部改正する条例（高知県条例第49号）

- 1 条例改正の目的  
中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）の施行による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の一部改正及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部改正がされたことに伴い、同法及び同令の引用規定の整理をすることとした。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例（高知県条例第50号）

- 1 条例改正の目的  
強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）の施行による電気事業法（昭和39年法律第170号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。
- 2 施行期日  
この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

